

# 商用暗号の輸出管理リストおよび 管理措置の概要

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報  
専門家による政策解説～

2021年9月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

海外調査部

#### **【免責条項】**

本レポートは、森・濱田松本法律事務所に委託し、作成したものです。  
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本稿では、輸出管理対象の一つである商用暗号の輸出管理について解説します。

## 1. 商用暗号とは

中国では、暗号の管理全般についての法律として、2020年1月1日から「暗号法」が施行されています。「暗号法」2条では、暗号について、「特定の変換方法を使用して情報等に対し暗号化による保護、安全認証を行う技術、製品およびサービス」と定義しています（以下、本稿において同定義に基づく）。さらに、国家機密を保護する暗号については、取り扱う国家機密のレベルにより、「核心暗号」と「普通暗号」の2種類に分け（6条）、他方、国家機密に該当しない情報を保護するものは「商用暗号」と分類しています（8条1項）。

## 2. 商用暗号の輸出管理の沿革

商用暗号技術や商用暗号製品については、従来、「商用暗号管理条例」<sup>1</sup>に基づいて管理が行われてきました。基本的な管理のあり方は、商用暗号の研究、生産、販売、輸出入、使用、安全管理等について国や地方の暗号管理局が事前の許認可をするというものでした（ただし、実際の運用としては、必ずしも厳格に運用執行されてきた訳ではありませんでした）。商用暗号を輸出する場合は、輸出事業者は暗号管理局に対して、「商用暗号製品輸出許可証」を申請し、取得する必要がありました。

一方、国家安全等の観点から、商用暗号だけでなく国家機密を扱う暗号も合わせて、全面的に、かつ国家安全管理やネット安全管理とも統合的に暗号の管理を行う必要性が強く意識されるようになり、2020年から新たに上述の「暗号法」が施行されました。同法28条では、「国の安全、社会公共の利益または国際義務に関わる商用暗号」についてのみ輸出管理を実施し、上記に該当しない「大衆向け消費類製品に採用する商用暗号」には、輸出管理制度を実行しないと規定されました。

## 3. 輸出管理対象となる商用暗号

「暗号法」では、商用暗号についての輸出管理リストは、商務部が国家暗号管理局および税関総署とともに制定するとされています（28条1項）。これに基づいて、「暗号法」が施行されてから約1年後に、「商用暗号輸入許可リスト、商用暗号輸出管理リストおよび関連管理措置に関する公告」<sup>2</sup>（以下「第63号公告」）および付属文書として「商用暗号輸出管理リスト」が制定され、2021年1月1日に施行されました。

「商用暗号輸出管理リスト」では、管理対象となる商用暗号を4つの大きな類型に分けています（表参照）。また、1と2のハードウェアについてはさらに細分化し、それぞれの分類について定義や特徴、認定基準を定めています。

<sup>1</sup> 国务院令[1999]第273号。1999年10月7日公布、同日施行。なお、「商用暗号管理条例」は、現在「暗号法」および「輸出管理法」の規定に合わせて、改正作業が進められています。

<sup>2</sup> 商務部・国家暗号管理局・税関総署公告2020年第63号。2020年11月26日公布、2021年1月1日施行。

表 「商用暗号輸出管理リスト」における商用暗号の類型

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. システム、装置および部品<ol style="list-style-type: none"><li>1.1 セキュリティチップ</li><li>1.2 暗号化装置（暗号化ボード）</li><li>1.3 暗号化された VPN（仮想プライベートネットワーク）装置</li><li>1.4 暗号鍵管理製品</li><li>1.5 専用暗号化装置</li><li>1.6 量子暗号装置</li><li>1.7 暗号解析装置</li></ol></li><li>2. テスト、検査および生産装置<ol style="list-style-type: none"><li>2.1 暗号開発・生産装置</li><li>2.2 暗号テスト検証装置</li></ol></li><li>3. ソフトウェア<ol style="list-style-type: none"><li>1.1 項から 2.2 項までの開発、生産または使用のために特に設計または改良されたソフトウェア</li></ol></li><li>4. 技術<ol style="list-style-type: none"><li>1.1 項から 3 項までの開発、生産または使用のために特に設計または改良された技術</li></ol></li></ol> |
|---|

一方、商用暗号のうち、「大衆向け消費類製品に採用する商用暗号」は、機微性が低く、輸出管理の対象とはされていません。どのような暗号がこれに当たるかについて、「暗号法」では詳しく定めていませんが、国家暗号管理局により公開されている[公式の Q&A](#) では、「社会公衆が、制限されることなく通常の小売りルートを通じて購入し、個人使用に供し、暗号機能を容易に変更できない製品または技術を指す」と説明しています。

#### 4. 「両用品目および技術輸出入許可証管理リスト」との統合

商用暗号の輸出管理は、「輸出管理法」による輸出管理の枠組の中で行われます<sup>3</sup>（[「中国の輸出管理体系と最近の動向」](#)参照）。また、さしあたり「輸出管理法」の管理対象品目のリストとなっている「両用品目および技術輸出入許可証管理リスト」が第 63 号公告と同日に施行され、第 63 号公告に付属する「商用暗号輸出管理リスト」に記載された全項目が追加されています。つまり、商用暗号に対する輸出管理（リスト規制）は、輸出管理法上のリスト規制に統合された形となっています。なお、「両用品目および技術輸出入許可証管理リスト」は、次回詳しくご紹介します。

「両用品目および技術輸出入許可証管理リスト」では、「商用暗号輸出管理リスト」の一部の品目について、関税分類番号（HS コード）が記載されており、技術的特徴とともに、輸出管理対象の商用暗号を特定する仕組みとなっています。

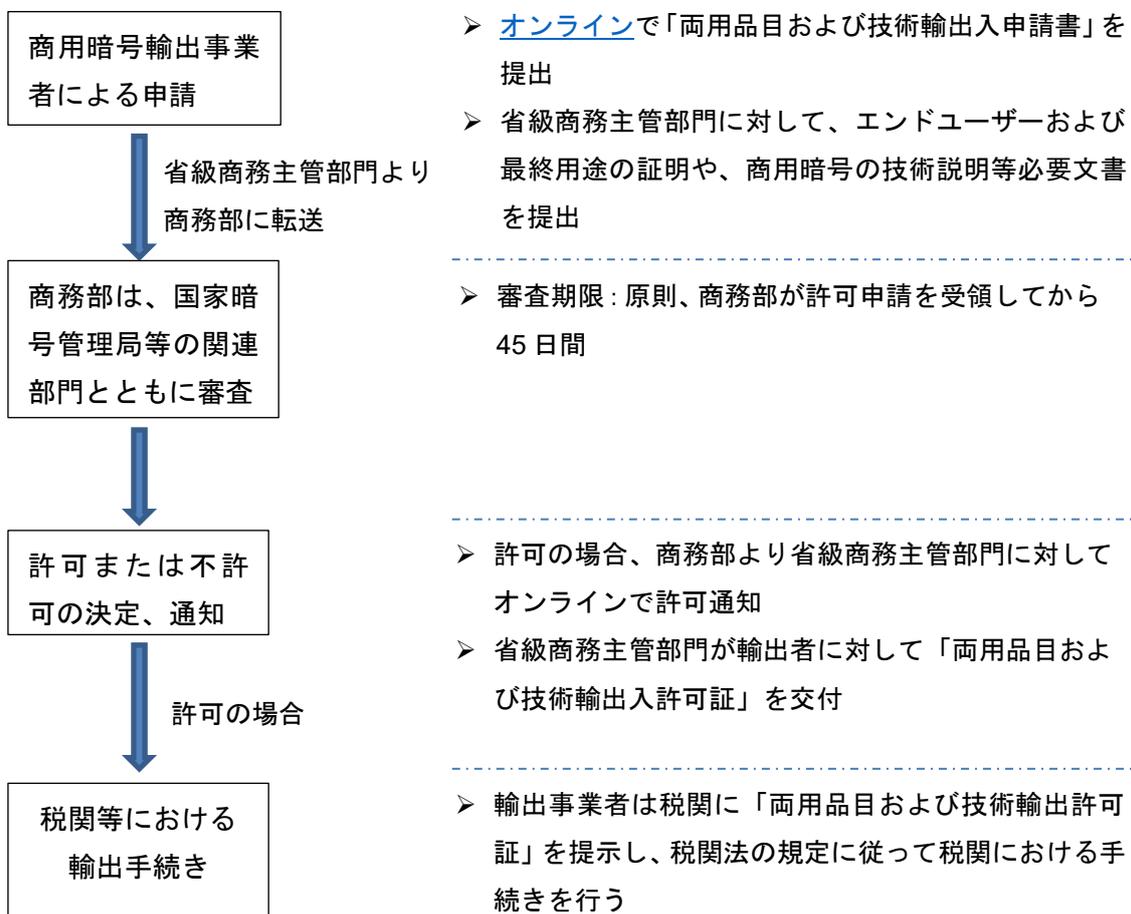
<sup>3</sup> 第 63 号公告は、「輸出管理法」が施行された翌日に公布されており、またその根拠規定として「暗号法」、「税関法」に加え、「輸出管理法」にも言及されています。

但し、実際に輸出する商用暗号は、輸出管理対象に該当するか否か、企業が自ら判断するのが困難な場合もあると考えられます。その場合、他の両用品目と同様に、商務部に対して該非について問い合わせることにより確認することが、少なくとも制度上は可能となっています（「[中国の輸出管理法の概要](#)」2(3)参照）。

## 5. 商用暗号に関する輸出許可手続き

「商業暗号輸出管理リスト」に定められた対象に該当する場合、輸出事業者は、輸出にあたって輸出許可を取得する必要があります（第63号公告）。輸出許可の申請・取得の手続きは以下図のとおりです。

図 商用暗号に関する輸出許可の申請・取得の手続きの流れ



## 6. 罰則などの法的責任

商用暗号の輸出管理に関する規定に違反し、輸出を行う場合、商務主管部門または税関により法に基づき処罰するとされます（「暗号法」38条）。具体的には、輸出事業者は、許可を受けずに無断で管理品目を輸出する行為や、輸出許可証書に定められる許可範囲を逸脱して管理品目を輸出する行為等を行った場合、違法行為の停止を命じられ、違法所得が没収されます。違法経営額が50万元以上のときは、違法経営額の5倍以上10倍以下の過

料を併科し、50 万元未満のときは、50 万元以上、500 万元以下の過料を併科すると定められています（「輸出管理法」34 条）。

なお、「輸出管理法」では、輸出事業者は関連する管理品目に係る輸出経営資格を取得する必要があると規定されていますが、現段階では、商用暗号の輸出に関しては、一般的な対外貿易経営者資格を有すれば足り、特殊な輸出経営資格を取得する必要はないと考えられます。

森・濱田松本法律事務所

弁護士 石本 茂彦

弁護士 鈴木 幹太

中国律師 沈 陽

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210037>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 中国北アジア課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5181  
E-mail：ORG@jetro.go.jp